

教育厚生委員会会議録

日時 平成26年6月30日(月) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後2時15分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 河西 敏郎
副委員長 山田 一功
委員 高野 剛 浅川 力三 皆川 巖 齋藤 公夫 木村富貴子
早川 浩 水岸富美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 山下 誠 福祉保健部次長 秋山 剛 福祉保健部次長 渡辺 恭男
福祉保健総務課長 内藤 正浩 監査指導室長 古屋 正 長寿社会課長 山本 日出男
国保援護課長 神宮司 易 子育て支援課長 杉田 真一 障害福祉課長 平賀 太裕
医務課長 小島 良一 衛生薬務課長 三科 進吾 健康増進課長 堀岡 伸彦

教育委員長 杉原 廣 教育長 阿部 邦彦 教育次長 吉原 美幸
文化振興監 中澤 卓夫 教育委員会次長(総務課長事務取扱) 相原 正志
福利給与課長 雨宮 貴 学校施設課長 櫻井 順一 義務教育課長 渡井 渡
高校教育課長 斉木 邦彦 新しい学校づくり推進室長 河野 利之
社会教育課長 相河 竜治 スポーツ健康課長 上野 直樹
全国高校総体推進室長 清水 義周 学術文化財課長 田中 禎彦

議題(付託案件)

- 第98号 山梨県民生委員定数条例制定の件
- 第99号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第101号 山梨県特別会計設置条例等中改正の件
- 第102号 山梨県衛生環境研究所手数料条例中改正の件
- 第106号 山梨県立学校設置条例中改正の件
- 第107号 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例廃止の件
- 第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの
- 第109号 平成26年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算

- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
- 請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて
- 請願第25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の前進を求める意見書採択について
- 請願第26-6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて
- 請願第26-9号 中学校で使用する歴史教科書の採択に関して山梨県教育委員会の指導強化を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
請願については、請願第23-1号、請願第24-10号、請願第25-12号、請願第26-9号は継続審査すべきものと決定し、請願第26-6号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時2分から午後11時57分まで福祉保健部関係、休憩をはさみ午後1時2分から午後2時15分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

第98号 山梨県民生委員定数条例制定の件

質疑

山田副委員長 今回、民生委員定数条例を改正するとのことですが、厚生労働大臣の定める基準を参照して弾力的な定数を設定するというのは、上限という見方をするのかどうか、また、民生委員さんは、地域でも、若干、受け手がないこともあるのですが、例えば定数を50人だと決めても、49人とか48人になるような場合、市町村としてはどういう対応をしていくのでしょうか。

内藤福祉保健総務課長 まず、厚生労働大臣が定める基準というのは、条例を定めるに当たっての上限ではありませんので、地域の実情に応じて数を増やしていくことは可能となっています。
2つ目のご質問の、実際に欠員といいますが、不足人数が生じるかどうかということですが、今現在も市町村によっては何人か不足になっております。市町村で民生委員を探して、県に推薦をする手続をとっていただいておりますが、何人かは常に不足という状況が発生してございます。
以上でございます。

山田副委員長 民生委員さんは、私たちも非常に身近に接する機会があるのですが、例えば甲府市では、研修を非常に熱心にされて地域に入り込んで、非常に積極的にやっているとと思います。
私の住まいやその周辺の民生委員さんは、今、非常にお年寄りも多いから、手が回らないといえればそれまでなのですが、少し顔が見えないようなこともあるのですが、昔のように名誉職的なところと、今、大分違ってきているはずだと思います。ボランティアでお願いしている部分もあるので、なかなか厳しいところもあるとは思いますが、民生委員の業務というのは、ある程度こういうものだというのを、県として、例えば研修を行うなどの対応をしていただければ教えていただきたい。

内藤福祉保健総務課長 民生委員につきましては、まず、任期が3年でございますが、初めになっていただくときに、民生委員の新任研修をさせていただいております。また、地域の民生委員の方々、市町村の中でリーダー的な立場になる方、中堅的な方をあわせて、年に3回、民生委員の研修をさせていただいておりますが、それは全員に対してではないの

で、市町村ごとの民生委員の会合や打ち合わせ等で、その結果を広めていただくようにしていただいております。

以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第99号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第101号 山梨県特別会計設置条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第102号 山梨県衛生環境研究所手数料条例中改正の件

質疑

木村委員 亜硝酸態窒素とは、どういう性質のもので、なぜ追加されたのかをお聞きしたいと思います。

三科衛生薬務課長 亜硝酸態窒素は、窒素、リン酸、カリという肥料の成分であります窒素肥料や腐食、家庭排水などに含まれる窒素化合物が、科学的または微生物学的に、酸化とか還元を受けて生成するものでございます。この亜硝酸態窒素は、満1歳未満の乳幼児が主に問題になるわけなのですが、それが多く含まれていますと、メトヘモグロビン血症、チアノーゼという症状を呈するとされております。この可能性があるために、世界的な基準から、順次、見直しが行われ、水質基準に新たに追加されることになったものでございます。

なお、水質基準というのは、改正前は全部で50項目あったのですが、今回、追加になりまして、51項目ということになっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(健康相談拠点モデル事業費について)

木村委員 福の6ページの薬事指導監視費についてですけれども、高齢者社会の進展に伴いまして、健康に大変不安を抱える方は多くなっていると思います。このような中で、地域住民の健康増進を図るために、身近な薬局の薬剤師が住民の健康をサポートするという取り組みの事業としては、大変必要なことだと思うわけですが、健康相談拠点モデル事業はどのような背景から実施する事業なのか、またそれによって期待される効果はどのようなものがあるのかをお伺いします。

三科衛生薬務課長 まず、背景ということですが、健康志向の高まりとか、生活習慣病の予防に関心を持つ方が大変多くなっているという実情があるかと思えます。このような背景に対応するため、地域の薬局において、自身の健康については自分で責任を持ち、軽い体調の不調などは自分で手当をするという、いわゆるセルフメディケーションの推進によりまして、過剰なまでに医療機関を受診していた手間とか医療費を抑制する効果を期待しているものでございます。

木村委員 健康拠点モデル事業を実施するということですが、具体的にどのような事業を展開するのか、具体的な事業ということをお伺いします。

三科衛生薬務課長 このモデル事業では、まず、健康相談薬局ということで、約30の薬局を選定することを考えております。選定しました薬局を訪れる患者などの地域住民を対象に、健康サポート、健康支援を実施するものです。

具体的には、選定した薬局において、まず1つ目は、基本となる薬の飲み方や使い方など、医薬品の適正使用に関する相談に応じたりすること、2つ目としまして、機器という説明を先ほど申し上げましたが、この機器につきましては血圧計を考えておりまして、血圧計を用いた健康サポート、その地域の住民の方が血圧の自己管理ができるよう支援するというものでございます。3つ目としまして、心の健康サポートですが、薬局の薬剤師にゲートキーパーの役割を担っていただく事業でございます。この3つのサポート支援の実施を考えております。

木村委員 1番目と3番目はふだんでも行っているような気がしますけれども、2番目の検査機器の貸与等がやはり新しいのではないかと思います。血圧計を用いた健康サポートを約30の薬局で行うということですが、どのような方を対象になさるのか、もう少し具体的にお願いいたします。

三科衛生薬務課長 まず、30の薬局選定に当たりましては、山梨県薬剤師会及び甲府市薬剤師会の協力を得て、甲府市内の薬局のうち、本事業の趣旨を理解していただき、協力をいただける薬局を選定させていただきたいと考えております。

選定しました薬局の薬剤師に対しまして、まずは研修会を開催し、血圧と生活習慣に関する知識、血圧計の操作などを習得してもらうことを考えております。その上で、各薬局を訪れる患者さんや健康に不安を持つ地域住民の方に、1薬局当たり六、七名、計200名を対象としたいと考えております。

この対象者に対しまして、1人1台の血圧計を貸し出し、自宅で定期的に血圧を測定していただき、血圧手帳に記録していただきます。この血圧データを薬局の薬剤師が確

認いたしまして、必要なアドバイスを行うとともに、人によっては医療機関への受診勧奨、市町村の健康づくりなどにつなげていくものでございます。

このモデル事業の実施により、地域に密着した薬局薬剤師が、より専門的に健康支援や相談を行う拠点となるものと考えておりました、今後の面的な広がりにもつながることを期待して実施するものでございます。

木村委員

私も病院からの調剤は、病院のそばにある薬局ではなく、自分の地域の調剤薬局へ処方せんを持っていくわけですけれども、やはりそのときにいろいろ悩みを話し合う機会になって大変いいことだなと思っています。

6月で新ということだったので、みんなの健康をいかに守るかということとを緊急にお考えかなと思います。本年は甲府市だけのようですけれども、都市部でなくて、医師の少ない地区こそ、この事業が必要と考えます。甲府のほうが病院も多いし、薬局も多いと思うのですが、地方といいますか、病院の少ないところについてはどのようなお考えでしょうか。

三科衛生薬務課長 26年度の国の予算の中で今年度、まず、モデル事業ということもあり、私どもも初めて取り組むという中で、山梨県薬剤師会や甲府市薬剤師会の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。また、この事業には、地域の薬局薬剤師の方が研修会に参加しやすいという環境や、血圧計を県から貸し出すという作業も必要です。そのようなことから、今年度につきましては、甲府地域の薬局にまずはご協力をいただいた上でスタートできたらと考えましたので、まずは甲府地域から進めていきたいと思っております。

今後につきましては、事業の評価等も含め進める中で、また別の地域をモデルとして進められることを願っております。

木村委員

結構です。

(ウイルス性肝炎等重症化予防推進事業費について)

浅川委員

福の7ページの感染症予防費についてお伺いします。ご承知のとおり、本県は肝臓がんの死亡率が東日本で1番であります。私、議員になった当初から、C型肝炎、B型肝炎の対応について、ライフワークとしてきたところでございます。今回、補正予算で、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防促進事業費というものが新で新たに設けられましたが、この事業について、概要の説明をしていただきたい。

堀岡健康増進課長 現在、県では感染症予防事業、市町村では健康増進事業で、肝炎ウイルスの検査を無料で行っているわけですが、その方が陽性であっても、ご承知のとおり、現時点では症状がない方が多いので、陽性になっても医療機関などになかなか受診をしないという方が非常に多くいらっしゃいます。そのような方々、肝炎ウイルス検査で陽性になった方たちに受診勧奨をしたり、受診勧奨に従って医療機関に来た場合に、検査費用の助成を行うことによって、ウイルス性肝炎が非常に悪くなって、突然、医療機関に来るという重症化の予防を推進したいと考えて行う事業でございます。

浅川委員

新しい取り組みとして大変期待ができるのですが、検査費用の助成は、どのような人が受けられるのでしょうか。

堀岡健康増進課長 検査費用の助成については2つ分かれております。まず、初回の精密検査と定期的な1年に1回のフォローアップの検査、両方について検査費用の助成を行うということにしております。初回の精密検査については、保健所の特定感染症検査等事業、または市町村の住民健診で、肝炎ウイルス検査で陽性と判断された者であります。

定期検査については、肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎、また、肝硬変や肝がん患者であっても、市町村住民税の非課税世帯に属する方は対象となると考えております。

浅川委員 助成の対象者が、2つに分かれると言っていました、大体何人ぐらいを想定しているのでしょうか。

堀岡健康増進課長 おそらく、初回の精密検査としては、毎年200人ぐらい、定期検査としては、毎年300人ぐらいの方がいらっしゃるのではないかと考えて、約500人程度を助成の対象者として想定しております。

浅川委員 500人とのことですが、全体がそのくらいですか。

堀岡健康増進課長 今までの県の感染症の検査の事業を受けに来る人がそんなに多くありませんでしたのでこういう想定をしております。もちろんいろいろな方が受けていただくように啓発などもやっていきますので、助成制度があることによって検査を受けに来る人もいるかもしれませんが、現時点の事業の検査では、大体これぐらいと想定しております。

浅川委員 私は、北杜市以外は細かくはわからないのですが、北杜市でもキャリアが2,000人とか3,000人いると言われています。今、想定しているのは500人ぐらいとのことですが、これで十分間に合うわけですか。

堀岡健康増進課長 この事業は、今、県や市町村の検査を受けた後、医療機関を受けていない人を対象にしておりますので、今既に慢性肝炎についての治療をどこかの医療機関で受けている人については、医療機関で、ある程度、管理がされていますので、あくまでも医療機関に行っていないような人を対象としております。まずは500人分の予算を請求しておりますけれども、万が一、非常にたくさんの方が受けていただくということになれば、重症化予防については非常にいいことですので、また今後、さまざまな施策を検討していきたいと考えております。

浅川委員 大変おられることはもう確かでございますので、来月19日に都留市でも市民講座が開かれるように聞いており、私も参加する予定でございますが、ぜひ細かい徹底も図っていただきたいと思えます。

次に、精密検査項目及び定期検査項目について、教えていただきたいと思えます。

堀岡健康増進課長 2つに分かれているので細かいご説明になりますが、まず、助成対象となる初回の精密検査の項目については、この精密検査によって、インターフェロン治療や、さまざまな治療を行うことで医療機関の振り分けをしないといけませんので、それをするための検査を助成対象とするつもりでございます。具体的には、血液検査として、肝機能検査やウイルスの定性検査や定量検査、また、インターフェロン、どれが効くかというものがありますので、ウイルスの遺伝型ですとか、また、肝がんの発生を予測する腫瘍マーカー、また、超音波の検査などを対象としております。

一方、年に1回の定期検査に関しましては、初回の精密検査と同等の項目は対象となるのですが、それに加えて、肝がんや肝硬変になってしまった方に関しては、治療経過によりCTやMRIを撮ることがございますので、そちらについても対象となると考えております。

浅川委員 画期的な取り組みだと思えますので、積極的にその部分、進めていただきたいと思

ますが、検査の受けられる医療機関は、県内ではどんなところですか。

堀岡健康増進課長 保健所や市町村を通じて、受けに行ってくださいという受診勧奨をいたしますので、検査を受けられる医療機関をリストアップすることが重要だと思っております。

具体的には、まずは、肝疾患連携拠点病院が、山梨医大、肝疾患専門の機関として、県立中央病院、市立甲府病院、山梨病院、山梨厚生病院、富士吉田市立病院とございます。これらの病院はもちろんできると思いますが、身近な診療所でも、消化器病専門医や肝臓病専門医などで、できる先生方がいらっしゃると思いますので、今、県医師会の協力を得る中でリスト化を行って行って、患者さんに周知をしていこうと考えております。

浅川委員 特にC型肝炎については、旧北巨摩地域にパーセンテージとしてはかなり高いと思いますので、この辺はさらに細かいところで受けられるような対応を進めていただきたいと思います。

次の、年1回のフォローアップ調査はどのような調査ですか。フォローアップ事業とありますが、これを説明していただきたい。

堀岡健康増進課長 先ほど、さまざまな検査で陽性になった方に受診勧奨をすると申しあげましたけれども、受診勧奨をした上で、1年に1回ぐらい、保健所や市町村から、もちろん本人の同意は得ますけれども、電話や手紙などで、医療機関でお受けになりましたかを実際に聞き取り、どのような治療状況なのかをフォローします。そのフォローと同時に、さらに今年もきちんと医療機関に行かなければならないことを申しあげて受診勧奨を行うことを考えております。

浅川委員 現在、肝炎の治療をしている患者がいます。そういう方も対象になるのですか。

堀岡健康増進課長 先ほど重症化予防の趣旨をご説明しましたけれども、そもそもこの事業は、県や市町村の事業で受けた後に医療機関に行かない人を対象にしておりますので、肝炎治療助成事業、インターフェロンの治療助成事業、今、県内でも数千人の方が受けておりますけれども、その方々はもう既に医療機関で治療を受けてフォローされておりますので、本事業の定期検査の助成対象とはならないと考えております。

浅川委員 例えばもう肝硬変、肝がんになっている方々も助成は受けられるのですか。

堀岡健康増進課長 最初に申し上げたとおり、精密検査はともかくといたしまして、定期検査にいたしましたは、肝炎ウイルス感染を原因とする肝硬変及び肝がんの患者であって、かつ住民税非課税世帯に属する方は対象となります。

以上でございます。

浅川委員 同じような質問になってしまいますのですが、過去の陽性者は、受診勧奨や検査費用も助成の対象になるのでしょうか。

堀岡健康増進課長 県の特定感染症検査事業で陽性とされた人に関しましては、治療助成事業制度を利用した者についても、年1回の受診勧奨及び検査費用の助成を行うことを考えております。

市町村の健康増進事業で発見された陽性者に関しましては、市町村ごと、可能な範囲で、過去の陽性者へ受診勧奨をできる限り行っていただきたいということを要請しているところでございます。

浅川委員 素晴らしい事業ですけれども、今後はこういった対応をして実施していく予定ですか。

堀岡健康増進課長 行政の縦割なところなのですが、県の感染症の検査と市町村の健診と、やはり2つになっておりますので、でき得る限り多くの市町村と情報提供体制を構築していくことが非常に重要だと考えております。さらに、事業実施にいたしまして、自己負担していただいたものを保健所で償還払いするというのを考えておりますが、詳細な事務手続の整理を、保健所などとも打ち合せをしながら行っていきたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたけれども、受診勧奨をする以上は、医療機関の体制整備が重要でございますので、県医師会などと連携しながら進めてまいりたいと考えております。

浅川委員 今年からこの事業を始めるわけですが、これからずっと何年か、継続的に進めていく計画はあるのですか。

堀岡健康増進課長 我々といましては、もちろん本事業が1年で終わっては意味がありませんので、毎年、継続的に行っていきたいと考えております。

浅川委員 その辺はぜひ継続的にやっていただかないと、なかなか気がつかないし、出たり入ったりしているウイルスもあるようですから、継続的にやっていただくことをとりあえずお約束していただきたいと思います。また、助成制度の請求制度について、かなりいろいろあるのですが、これはどんな対応を予定しているのですか。

堀岡健康増進課長 お金の支払い方については、まだ保健所などと事務的な打ち合せの最中ではございますけれども、請求者は、市町村事業での検査の陽性者や県の陽性者にかかわらず、その住所地の保健所に、窓口で負担した額を提出していただいて、提出していただいた自己負担に対して、県で、後日、償還払いをするという仕組みを考えております。

浅川委員 県議会でもがん対策推進条例を制定したわけですが、こういった問題については、やはり県民への周知が大変重要だと思います。この辺はどのように考えていますか。

堀岡健康増進課長 この事業を実施することができるようになりましたら、肝炎ウイルスの検査の重要性として、今までも市町村、保健所、医療機関を通じて、パンフレットや県ホームページなどで周知啓発していきましたが、今後とも、市町村、保健所、医療機関、職域などを通じて、チラシや県ホームページなどで、この事業自体の仕組みについても、きちんと周知を図っていきたいと考えております。

浅川委員 がん対策と一緒に周知を徹底して図っていただきたいと思います。これは、大変素晴らしい事業なのですが、なぜ、6月の補正予算でこの事業を推進していくのかを説明してください。

堀岡健康増進課長 国が肝炎ウイルス検査に加えて陽性者のフォローアップに対する重症化予防推進事業を進めるという方針が出たのが、実は3月31日付でございますので、できる限り早くこの事業を進めるという意味で、6月の補正予算により事業を実施することとしたところでございます。

浅川委員 県の対応は、今、さまざまな分野で聞かせていただいたのですが、市町村との連携はどのようになっていますか。

堀岡健康増進課長 何度か市町村との説明会を開き、さまざまな市町村に参加を呼びかけているところでございます。今までのところ、甲府市、山梨市、甲州市、富士河口湖町は既に事業を実施すると聞いております。また、都留市に関しては、対象者が、市の健診事業で陽性となっている方が少ないそうでございますので、補助金の申請などはしないで、予算の中で受診勧奨などを行う予定と聞いております。さらに、さまざまな市町村で参加をしていただけるように、呼びかけをしてみたいと考えております。

浅川委員 最後になりますが、さまざまな対応をしていただきたいと思います。私の住んでいる北杜市や、人口は少ないですが早川町はかなりキャリアの方が多いと聞いているわけであり、その2市町が入っていないというのは、びっくりしたのですが、そういうことも含めて、特に重点地域もつくりながら進めていっていただきたいと思います。

堀岡健康増進課長 できる限り多くの市町村に参加をしていただけるように、県からも呼びかけてまいります。

(在宅連携サポートステーション運営費について)

齋藤委員 それでは、医務課の在宅連携サポートステーション運営費についてお伺いします。在宅サポートステーションの運営費ということで、甲府市と東山梨の2つの医師会がありますが、在宅医療のサポートステーションを開いているのはこの2団体だけなのでしょうか。それを先に教えてください。

小島医務課長 在宅連携サポートステーションにつきましては、実は先行して峡南地域で実施しておりますが、運営主体となる医師会がございませんので、事務局を受けているのが飯富病院でございます。事業を受け入れるボリュームがございますので、飯富病院と峡南5町に、西八代と峡南の医師会が協力をする形で受けていただいております。

昨年度、働きかけを行ったところ、甲府市医師会と東山梨医師会における両地域でこういった事業を取り込んでやりたいという申し出がございました。必要な場所や調度類の整備を、昨年度行い、今年度、運営費を助成する形になっております。

ほかの医師会等につきましても、今後、働きかけをしていきたいと考えています。以上でございます。

齋藤委員 峡南の飯富病院を中心としたサポートステーションにも、補助金は、現在、出ているのですか。

小島医務課長 飯富病院に設置をしておりますサポートステーションにつきましても、補助金が出ております。

齋藤委員 まだ未設定の地域がありますが、今後、どのように指導してお願いするのでしょうか。やはり在宅医療は、これから大事な医療の1つですので、その辺の方法や指導方針について聞かせてください。

小島医務課長 委員ご指摘のとおりでございます。今後、在宅医療は非常に重要な医療の政策の1つだと考えております。サポートステーションの設置につきましては、峡南で1つと、今回で、甲府市と東山梨に設置となるわけでございます。医師、看護師、介護関係の職員の方々など多職種が連携して在宅に当たらなければならないので、そういった基盤づくりや、連絡調整、登録などを主にやっていただくことになっております。

その前段階としまして、そのような多職種の方々、お互いに意見交換や研修を行う

事業を当初予算で計上して、さまざまな地域で行ってございます。そういったところで、いろいろ意識付けとか啓発とかをさせていただいて、機が熟したところ、受け入れられるだけの体力、体制が整ったところから、サポートステーションみたいなものを設置してもらいたいと考えておりますが、まだ今後、具体的に次はどこというところには至っていない状況でございます。

齋藤委員 残されている地域は富士北麓、峡北地域ですか。どこかまだありますか。

小島医務課長 在宅の事業につきましては、あまり広範ですとなかなか難しいと考えております。ある程度、地域を限定した形で、やはり医師会単位ぐらいがよろしいかとは思っているのですが、先ほど説明しましたように、峡南地域みたいなところだと、やはり医師会の体力があまりないものですから、2つの医師会が一緒になるという形で行っております。甲府市や東山梨は、ある程度、医師会の体力がございますので、医師会単位ぐらいだと考えています。

委員ご指摘のように、峡南地域と、峡中地域も甲府市だけですので、峡中のそれ以外の地域、富士東部地域、峡東も東山梨だけですので、笛吹もサポートステーションとしては実施をされていない地域として残っております。

齋藤委員 県内で残された地域にも、サポートステーションを設置し在宅医療を推進していくためには、できるだけ早く医療機関に指導とお願いをしていかなければならないですが、その見通しはどうでしょうか。今年中にしっかり見通しをつけられることができるのか、その辺をお聞かせください。

小島医務課長 先ほど申しましたように、医務課では、保健所単位、市町村単位でも、ある程度、協議会のようなものを設けて、いろいろなことを行っているところでございます。実際、実施していただくには、委員ご指摘のように県だけではできませんので、市町村、医師会、病院等の力添えが必要となっております。現時点で決意とすれば、できるだけ早くということは申し上げられるのですが、いつまでということは申し上げられなくて申しわけございませんが、できるだけ早く設置に向けて努力したいと思います。

(在宅医療多職種人材育成事業費について)

齋藤委員 次の在宅医療多職種人材育成事業費についてですが、山梨大学を中心とした、在宅医療を担う先生に対する人材育成費と考えていいのでしょうか。その辺について教えてください。

小島医務課長 次の在宅医療多職種人材育成事業費でございますが、補助先が県医師会と山梨大学になっております。山梨大学の事業につきましては、山梨大学が県内唯一の医師を輩出する機関でございますが、医学部の学生、山梨大学に限らず看護学部の学生、看護師を目指している学生等を、共同で現場の研修をしていただきます。医者、看護師ではなく、これからなる予定、志のある方々に共同で現場研修を行い、報告会、検討会をしていただく事業です。在宅の医療に関心を持っていただいて、在宅医療を目指す医師、看護師になっていただくということを目的とした事業でございます。

齋藤委員 在宅医療を推進するには、人材をしっかり育成することが大事なことであります。人材育成をしっかりして、在宅医療を推進していくという方向ではないかと思えます。この人材育成にもしっかり力を注いでもらいたいわけですが、この予算は、どのように支出していくのか、使い道、使い方の方についてお聞かせください。

小島医務課長 2つございまして、今申しました山梨大学につきましては、大学に補助金を出します。大学では、医学部生、看護学部生、看護師を目指している方々を募集しまして、現場に行って研修を行い、戻ってきて検討会や報告会をしていただくものにかかる予算でございます。

県医師会につきましては、在宅は医師会の先生方に直接的には関係してもらおうと思います。病院は支援的な役割だと思っておりますが、先生方の中でも、今、非常に温度差がございます。在宅を一生懸命やっている先生もいらっしゃいますけれども、なかなか在宅に関心興味を持たない先生もおります。在宅をやっている先生に在宅をやっていない先生がついて行って現場を見ていただく同行訪問研修の経費や、在宅医療のための推進のフォーラム、研修会の開催に必要な経費として、県の医師会に対して補助金という形で支出いたします。

齋藤委員 開業医の中に、もう時間が来ればさっとやめて、後のことは全く受け付けないという医師が、最近、目立つようなことを聞きます。開業しているからには、やはり緊急時のときには対応してもらえる指導を、県からも医師会を通じて医師会の加盟の医師にお願いをしてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

小島医務課長 承知いたしました。ただ、今、委員ご指摘のように、昔はお医者さんがご自宅で開業なされていて、何時であっても受け付けていただくという状況だったと思います。そのためにも在宅医療を一生懸命推進してまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第109号 平成26年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算

質疑

齋藤委員 1つお聞きしたいのですが、限度額は大体幾ら設定してあるのか教えてください。

杉田子育て支援課長 資金の限度額につきましては、母子寡婦福祉資金と同じように12資金ありますが、それぞれ違いまして、例えば事業開始資金ですと、今、限度額283万円に母子資金は設定していますので、同じようにしていきたいと思っております。例えば修業資金の場合ですと、月額6万8,000円という限度額になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて

- 意見 (「継続審査との声あり」)
- 討論 なし
- 採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(重度心身障害者医療費助成の見直しについて)

- 早川委員 大きく2つお伺いしたいのですが、まず、重度心身障害者医療費助成の見直しについてお尋ねいたします。知事の所信にもあったと思いますが、今、11月の自動還付方式について市町村関係者に説明を行っているところだと思いましたが、地元で聞いてみると、一番重要な障害者の方やご家族への説明が十分でなくて、県がお金のない人のためにせっかく設けた借入の制度が不明だという声はまだ多いのです。重度心身障害者医療費助成制度は、約3万人の利用者がいると聞いております。全ての人にこの貸付制度を周知することは大変な作業だと思いますが、もう少しきめ細かく周知しないと混乱があると思います。この点についてきめ細かくやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 平賀障害福祉課長 貸付制度の周知ということですが、これまでもこの貸付制度につきましては、障害者団体や障害福祉サービスを提供する事業所、さらには医療機関などに対しましても繰り返し説明をしまいたところでございます。今後は、11月の制度移行に向け、受給者証の切りかえ作業が市町村で行われます。その受給者証の切りかえは、一対一の作業になりますので、受給者一人一人への周知、具体的には貸付けのリーフレットを一人一人に配付を考えていきたいと思っております。
- 以上でございます。

- 早川委員 先ほどの制度切りかえの説明では、11月に市町村においてフェイストゥフェイスで行うとのことでしたが、医療費助成の見直しは11月から行われるものの、借入制度についてはたしか9月からだと思います。9月にスタートする借入制度に対して、10月、11月にフェイストゥフェイスの受給者証の切りかえでは遅いと思うので、できれば、市町村への事前の切りかえなど、手続を前倒しにして、借入の制度と今回の重心の見直しに関して、全体的にもっと早くすることはできないのでしょうか。

- 平賀障害福祉課長 委員ご指摘のとおり、毎年11月で受給者証の更新に先立って、通常であれば9月か10月に受給者一人一人と受給者証の更新手続をするということになりますが、今年に限りましては、制度が大きく変わりますし、貸付制度が始まりますので、できるだけ前倒して、早い時期から始めたいと考えております。

来月にも、全市町村を集めました事務説明会がございますので、そのような場を通じまして、貸付制度が9月11日から始まりますので、8月中には受給者一人一人との接触ができるよう、市町村へ要請をしまいたいと思います。これが1つでございます。

もう1つは、これは先ほどの質問に関係することかもしれませんが、今年の9月から、

私ども障害福祉課の中に貸付制度に関する専任職員を新たに配置しますので、受給者や医療機関、市町村を含めまして、いろいろな問い合わせに細かく対応していきたいと考えております。

以上でございます。

早川委員

ぜひ細かく対応していただければと思います。

この点についてもう1点なのですが、これも重度心身障害者医療費助成の関係で、知事の所信にも、医療費を支払うときの待ち方、受給者とか家族の人に配慮していくとあったのですが、障害者本人の体力的なことや、家族への負担を考えるとやはり切実な問題だと思います。実際に、まだ隠している親御さんもいらっしゃいます。

具体的な配慮の方法ですが、例えば医療機関の支払時に窓口を別にしてもらおうとか、診てもらったら、今回、後払いにして、次に行ったときに前回分を払うことができれば、待たなくて済むと思います。そういうことを、できれば、11月からのスタートに向けて、大変でしょうけれども、県職員が医療機関を訪問して、お願いしていただくべきだと思います。そうすれば、病院もそれなりの、後払いとかまとめ払いということも対応できるかと思えます。ぜひ、医療機関を訪問してきめ細かい対応をお願いしたいと思いますが、その点についていかがですか。

平賀障害福祉課長 待ち時間に関する問題ですが、医療機関、薬局、歯科医院等も含めまして、医療機関に対しまして、これまでも障害者の状況に応じたさまざまな配慮をお願いしてまいりました。特に待ち時間が問題になるのは、県内60病院ございますけれども、患者数の多い病院においてそういう問題が特に起こるのではないかと考えております。

この60病院につきましては、全部ではありませんが、昨年からはほぼ全ての病院を訪問いたしまして、これまでも協力を要請してきたところでございます。11月の制度移行までにまだ少し時間があります。今後も病院と接触する機会は何度かあるかと思えますので、そういう場を通じて、繰り返しお願いを続けていきたいと考えております。

以上です。

(福祉避難所に関する本県の対応について)

早川委員

ぜひお願いします。

話題が変わってもう1点なのですが、先日、地元の意見交換会、タウンミーティングを行ったとき、障害者団体の方から、東日本大震災における老人や障害の方、要援護者の方に対する避難所、福祉避難所について本県の対応が不安だという意見がありましたので、その点に関してお伺いしたいと思います。福祉保健部のホームページを見ますと、福祉避難所は全県で200あるようですが、これは市町村が指定をしています。

市町村別では甲府が63カ所、韮崎が26カ所に対して、都留市が2カ所、富士吉田市が何と1カ所ですが、地域の偏在が非常に顕著です。特に福祉避難所が不足している市町村には、もっと数を増やすとか、偏在を解消していくべきだと思いますが、県としてどのように考えているのか、また県として何かできないのでしょうか。

内藤福祉保健総務課長 福祉避難所につきましては、災害が起こったときに要介護者等が避難する場所で県内200カ所ほどありますが、その指定につきましては、市町村で施設を指定していただくことになっております。県が地域の偏在にどう対応するかということですが、災害救助法ですとか、福祉担当者に関する説明会や研修会等ございます。そういう会議等で福祉避難所の必要性、指定の手続につきまして、現在も説明をさせていただいておりますが、引き続き、説明させていただく中で、地域で福祉避難所が増えるような取り組みが進むようにと考えております。

早川委員

できる限り県で積極的に指導していただきたいと思います。

次に、県ができることを考えてみたのですが、福祉避難所の施設を見てみますと、民間施設もあるものの、県の施設は、もともとバリアフリー化をしていたり、いろいろな設備がそろっていて避難所として適切だと思われます。しかし、県立の特別支援学校では、わかば支援学校が1つしか指定されていない状況ですので、もっと県立の施設が福祉避難所になっていいと私は思います。例えば、ぴゅあ総合などもよさそうなのですが、県立の施設をもっと積極的に開放して市町村への指定を促すこともしていきべきだと思います。その点についていかがでしょうか。

内藤福祉保健総務課長 県の施設を福祉避難所に、先ほどわかば支援学校というお話がありましたけれども、社会福祉村の中にあります社会福祉施設について幾つか指定になってございます。実際の災害等が発生するのは平日の昼間だけではないので、避難所としての受け入れ体制がとれるようにしていくには、24時間オープンにして人を配置したり、施設ですのでセキュリティーの問題もございます。受け入れができるか、5日から1週間程度、そこで生活ができるような体制がとれるかということを見ると、個々の施設が、今、どんな体制にあるかにつきまして、地域の市町村で県の施設を使う場合に、不足する部分をどのように手だてをしてもらえるのかについて具体的なご議論をいただいて、その可能性があるものであれば、指定していただくということになるかと思えます。

以上でございます。

早川委員

今後、市町村と、積極的に、より具体的に詰めていただきたいと思います。例えば市町村がやることですけれども、高知県の障害者福祉計画を見ますと、高知県では、市町村との人繰りや夜間の問題などを考慮した中で、県として障害者計画の中に聾学校とか盲学校の指定を進める方針が入っています。この点について、今後の課題として、県としてそういうことも考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

内藤福祉保健総務課長 他県のそういう事例、実際に施設を管理する立場においては、県全体の防災のあり方からまず議論がなされた後、実際に使っていただくのは市町村、地域の方々になりますので、具体的な話を詰めながら、県においても、そういうお話がありましたら、可能な限り積極的に対応していければと思っております。

以上でございます。

早川委員

福祉避難所については市町村とお聞きしたのですが、当たり前のことですが、重要なことは、健常者の人に比べて要援護者の人は、避難に時間がかかりますので、福祉避難所の場所こそ、事前にどこが福祉避難所なのか、日ごろから知っておくべきだと思います。福祉避難所の周知に関してですが、県がみずから行うのか、市町村に流すのか、この点は現場の人たちから、自分たちがどこに避難したらいいのかという意見もありますので、福祉避難所の周知について、最後にお伺いします。

内藤福祉保健総務課長 福祉避難所の周知の問題ですが、まずは市町村で指定しておりますので、市町村において周知をお願いしたいところでありますが、市町村の担当者会議等で、さらに積極的に周知していただけるようお願いをしていきたいと思えます。

それから、もっと小さい地域の単位ということになりますと、民生委員が現在2,500人余りいらっしゃいます。その方々が、要介護者とさまざまなことで顔を合わせたりしますので、地域の福祉避難所はどこにあり、何かあったらどこへ逃げただけかを、常日ごろ、お知らせしていただけるように、年に何回かあります民生委員の研修会で、説明要請をしていきたいと考えております。

以上です。

早川委員 おっしゃるように、民生委員の方は地域においてほんとうに要援護者の人の身近に
 いるので、そういう人に対して積極的にお願いしたいと思います。

ただ、福島県を調べると、県が、移動も含めて災害弱者の受け入れ先の支援体制を含
 めた避難計画を、実際につくっています。本県でも、私も防災政策に対して福祉避難所
 の提案をしておりますので、今後の課題にしていきたいと思います。

(子宮頸がんワクチンの積極勧奨中止について)

山田副委員長 それでは、まず、子宮頸がんワクチンについてお伺いをします。多分、昨年6月15
 日だったと思いますが、厚生労働省による勧奨中止がされまして、もうご存じの方もあ
 るように、たしか大和市議会議員自身の娘さんの関係から派生をして、大和市議会が決
 議し、それが鎌倉市議会まで波及して、最終的に参議院で取り上げられ、厚生労働省が
 動いたということですが、その経過を見ると、ある程度、厚生労働省も子宮頸がんワ
 クチンの副作用的なものを認識していた節があるのではないかと思います。このようなこ
 とも含めて、積極勧奨中止から1年たちましてので、本県の状況についてまずお伺いし
 ます。

堀岡健康増進課長 厚労省の積極勧奨中止を受けまして、本県も積極勧奨中止であるということ、医
 療機関、また県民の方々に対する周知をしております。

去年の年度末までに、その結果として、どれくらい接種が減ったのかというデータは、
 今のところ、まだまとまっておりませんが、副作用の報告については、市町村、
 もしくは医療機関が国に対して副作用報告を上げた場合、県に対しても情報提供され
 ることになっており、今のところ、医療機関、市町村を通じて、副反応、つまり副作用が
 あり得るような現象という報告は上がっていないと聞いております。

山田副委員長 子宮頸がんワクチンの導入に当たっては、がんが死亡原因の中で非常に高い中で、年
 間2,700人くらいだったのでしょうか、その人数に対するものと、このワクチンが非
 常に高額であるという、あまり費用対効果で言える話ではもちろんないのしょうけれ
 ども、ほかのがんと比べてその辺も非常に議論をされてきたところだと思います。

その中で、一説には、いわゆる接種した後の重篤な患者が、接種に対して4%くらい
 あるという報告もあるように聞いておりますし、当時、大和市議会では、そういう現実
 の事象を積み上げていって、数値の裏づけもあって、参議院へ報告した経過もあるとこ
 ろから、本県が接種患者に対してゼロという報告は納得いかないのですが、これまでど
 れくらいの人数が接種してきたんでしょうか。

堀岡健康増進課長 今、山田委員から言っていたいただいた重篤な接種4%という数字ですが、確かにそう
 いう論文がございます。その4%を、実は私どもも調べたのですけれども、私どもはこ
 れについて専門の者、もちろん学会でもありませんので、見解を我々から述べるべきも
 のではございませんが、重篤な有害事象として報告されているものは4.2%とござい
 ます。

この論文の中では、定義は、因果関係を問わずに、接種の後、2年以内に入院した人
 がどれくらいいたかという意味で調べているようでございます。実は、日本全体の入院
 の割合で申し上げますと、女性の10から14歳、40から44歳まで、1年間に大体
 4%くらいの方が入院する、実は普通の方でもそれくらいでございまして、少なくとも
 専門学会、または厚労省の見解では、この論文は接種との有意な相関は認められないと
 いう見解を示しているようでございます。

本県の今までの接種状況でございますけれども、平成24年度末までで、2万3,0
 00人の方が接種をしております。幸運なことでありますが、繰り返させていただきま

すと、医療機関や市町村を通じた報告は今のところないというものでございます。

以上でございます。

山田副委員長

ゼロということはもちろんないのだと思いますが、実は私もある会合に出て、直接、お母さんからの訴えを聞きましたが、確かに課長がおっしゃるように因果関係を、自らが立証しなければならぬ、立証責任を患者側が請け負っているということが非常に大きな問題であるかと思えます。現実には、今、透析になった女性の方がいるということもありますし、今朝の情報によると、その立証責任を負っているがゆえに、ある市の市長さんに、その住民ではないのですが、お願いに行くという話もあります。報告がなければゼロなのでしょうけれども、現実問題、やはりこれがゼロということは、ちょっとあり得ません。重篤でない場面も当然あると思うのですが、報告がゼロというのは私も納得できないのですが、それを答えるといってもゼロはゼロなのでしょう。山梨県では2万3,000人受けて、普通でも何パーセントかは腫れが出るとか、そういうことはあるわけです。ワクチン接種についての課長の見解をまず聞きたいと思えます。

堀岡健康増進課長 確かにワクチンと、その後、何か病気が起きたりしたときの因果関係というのは非常に難しいと思えます。一定の健康な方でも、例えば私でも、明日、何か病気が発症するということはあり得るわけですので、例えばその前にワクチンを接種した場合に、それが原因なのかどうなのかというものは、非常に高度な医学的判断が要されるものだと思います。

少なくとも、例えばこのデータでも、受診した人のうち2年以内に何らかの病気で入院する人は3から4%、必ずいるわけですので、それが果たしてどうなのかということとは、報告を全部挙げてもらった後に、一例一例、ほんとうに高度な判断を国でしているというのが現状でございます。

私どもの見解というか、予防接種の副反応との考え方というのはなかなか難しいところですが、接種については、今申し上げたとおり、リスクとリターンというものがはっきりとございます。リスクとリターンについて、厚労省も積極勧奨中止と、間をとったような対応をしておりますので、リスクとリターンについての情報提供はきちんとしていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

(医師修学資金の課題について)

山田副委員長

この問題については、今日、結論が出る話ではないと思えますので、昨年度の接種状況も含めて、数字がまた固まったところで、機会を見て質問していきたいと思えます。

次に、つい先日、医師の修学資金が新聞に出了ました。医師の修学資金については一定の効果があるということですが、相変わらず医師不足もあるし、いわゆる診療科も偏在するという中で、医師国家試験に受かった後は、前期研修で、2年間、研修制度を受けることになっております。その意味で、山梨県内の受け入れは、少し前は充足数を満たしていない、研修受け入れ可能であるが、50%ぐらい下回っていたのですが、まず前期研修の2年における、マッチングの状況と充足率について、まずお伺いをしたい。

小島医務課長

昨年度、25年度のマッチングの結果についてご報告いたします。募集の定員は78名でございます、マッチ者数は58人で、過去最高の人数となっております。前年度に対する増加率を見ますと、全国で2番目に増加していたということで、効果が得られたものと考えております。

山田副委員長

ということは、充足率は満たしていないけれども、希望した人は基本的に全員がマッチングされた、希望どおり決まっているという理解でいいですか。

小島医務課長 おっしゃられるとおりでございます。

山田副委員長 医師不足というのは、やはり経済的な部分も含めて、何らかのインセンティブが必要ということでもあります。山梨の医療は、中央病院を中心とした医療群になっているのですが、中央病院単独ではなくて、他の病院と連携を取り研修する制度に、今はなっていると思います。その何らかの誘引は何かというと、医療機関によって、それぞれ給料が違うはずですが、研修は国の制度ですから、民間の病院に入っても、一時的な準公務員みたいな扱いになり、当然、アルバイトもできない状況があると思います。給料がそれぞれ違うことについて、課長はどう認識しているのでしょうか。

小島医務課長 給料はそれぞれの病院において支払われてございますので、給料が違っているという認識はしておりますが、どこが幾らという具体的な数字までは承知をしておりません。

山田副委員長 医者を目指す人は、Dr.コトーのように離島とか僻地医療を積極的にするなど高い職業意識というのがなければと思いますが、普通の方は、医師として研修期間に十分な知識を得たいとしたら、最先端医療なり、圧倒的に症例が多いやはり都市部に行くのは、高いところから下に水が流れるように明らかなことでもあります。そういう魅力が少ないということと、給料に差があると私は思います。

ちなみに、中央病院は、研修医に対しては、その2年間、どのくらいの給料を払っているのでしょうか。

小島医務課長 申しわけございません、具体的な数字は把握をしてございません。

山田副委員長 それはともかくとして、やはり医師不足を解消する状況をつくっていくためには、当然、経済的な面というのは非常に大きな要素だと思います。そこまで含めた総合的な医師修学資金も考えていくべきではないかと思えます。課長のご意見いただいて、質問を終わりたいと思えます。

小島医務課長 給料そのものに県が助成をするのはなかなか難しいと思います。今は修学資金のある財源を活用しまして、委員ご指摘のとおり、医師不足になっている地域偏在が生じている産科をはじめとする診療科につきまして、積極的に誘導をしていく仕組づくりを考えていきたいと思っております。

(富士・東部口腔保健センターの利用状況について)

水岸委員 1点だけ伺います。昨年の4月に都留の市立病院敷地内に歯科救急医療施設として、富士・東部口腔保健センターが開所したところですが、開所して1年が経過したところですが、利用状況についてお尋ねします。

小島医務課長 昨年度の利用実績でございますが、3つの業務を行っております。まず、休日の歯科救急につきましては70日、310人でございます。心身障害者の診療、これは毎週木曜日に行っております。48日行いまして246人です。脳卒中の後遺症の方とか高齢者の方で、食べたり飲んだりということが難しい方を対象に、専門の医者が相談や指導を行うこととしての摂食嚥下相談リハを行っております。これが月1から2回行っております。14日行いまして、46人という実績になっております。

水岸委員 それは当初の見込みどおり利用されているのでしょうか。

小島医務課長 23年度に検討委員会で検討した際の見込みにつきましては、休日の救急につきましては320人、心身障害者と摂食嚥下リハの相談をあわせまして170人という見込みでございますので、おおむね見込みどおり利用されているものと考えております。

水岸委員 センターは休日昼間、午前10時から5時までということですが、夜間の歯科救急はどのように対応されているか、伺います。

小島医務課長 平日の夜間につきましては、現在は甲府市の地域医療センターにおいて、甲府市の歯科医師会が行っていますセンター事業のみが県内では行われております。これが、午後7時から11時まででございます。ここにおきまして、他市も含めまして全県の患者さんを受け入れていただいているところでございます。

水岸委員 富士・東部地域の平日、夜間の歯科救急についても検討を続けたのでしょうか。

小島医務課長 休日等につきましては、夜中中、ずっとやっているわけですが、それも山梨大学の協力を得てやっているという状況でございます。いずれにいたしましても、救急業務については、歯科医師会や大学等に協力をいただいて実施をしているものは、現状のところ、今、委員からお話がありました平日の深夜に、協力をいただける歯科医師の数に限りがあると歯科医師会等からもお話をいただいております、それによって対応ができていないというのが現状だと聞いており、すぐに対応をするというのはなかなか難しい状況であると考えてございます。

水岸委員 県民の不安を解消するために、しっかりと取り組んでいることは十分わかりましたけれども、安心をさらに確保していただくために、平日夜間の歯科救急についても検討をお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(幼保連携型認定こども園について)

齋藤委員 認定こども園について、再度、お聞きしたいと思います。いよいよ来年4月から施行のため、移行への市町村の準備、体制は整ってきたということですが、現場における今までと異なる幼保連携型認定こども園として取り組まなければならない問題点について聞かせてください。

杉田子育て支援課長 幼保連携型認定こども園につきましては、先ほど委員のおっしゃるとおり、今、一生懸命、市町村と連携して説明会等を開いております。認定こども園になろうとする施設につきましても、保育園、幼稚園、認定こども園が、今度、1つの給付制度になり、市町村が一元化して手続等を行うこととなりますので、その説明会等も施設には行っております。

今、運営費がどのぐらいかかるかという算定をそれぞれの施設ができるように、国でモデルをつくっていただきましたので、今、説明会等で流しているところでございます。

実際にどのように変わるかと申しますと、認定こども園、特に先生がおっしゃったような幼保連携型の認定こども園につきましては、今まで市町村を通さなくて、直接、県の私学助成等ももらってきたところですが、今度は市町村が一括してそれらを認定して、認定こども園に助成をするという仕組みに変わりますので、そこをまず、理解していただくということがあります。

実際にどういう準備をしているかといいますと、保護者にとっては所得によって保育料も変わってきますので、それらの理解をしていただくための説明会用のパンフレット等をつくっていかうとしております。簡単なパンフレットはホームページにも載っているのですが、これからどんどんもっと詳しい情報が出てきますので、それらをつくり説

明をさせていただきたいと思っております。おそらく11月以降、園児募集等がかかりますので、それまでには、概要が説明できるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

齋藤委員　　そういう準備が整っていることはわかるわけですが、やはり現場と保護者が、4月からの入所に対してどのように対応し、どのように取り組まなければならないのかという問題があると思います。その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

杉田子育て支援課長　まず市町村については、今度は市町村に主体でやっていただくことが多くなりますので、市町村がつからなければならない基準等もたくさんあります。県と連携をしながら市町村に準備していただかなければならない基準等を助言して、つくっていただくという準備をしております。

先ほど少しお話ししたように、今度、施設型給付というのに変わりますと、市町村で幼稚園の分も認定して、保育料などを徴収して、認定していかなければならないので、それらも決めていただきます。施設でも自分で計算できるソフトをつくっていただいているところです。

保護者の方にとっても、どう変わるか、まだよくわからないという方もいらっしゃるということなのですが、情報がまだたくさん出ていないところもありますので、それらを整理して、市町村と連携して、施設はもちろんです、保護者の方にもわかりやすく理解できるように周知をしていきたいと思っております。

齋藤委員　　例えば将来的に、実際の現場で、今、保育士は保育を専門的に勉強して資格を取って取り組んでいますが、今度は教育と保育の資格ということになります。そうすると、将来的には、今までの保育士にプラス何か教育的な資格を取得していかなければならないのか心配になるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

杉田子育て支援課長　幼保連携型の認定こども園だけに限りますと、先ほど少しお話ししたように、今度は、保育士さんの免許だけではなくて、幼稚園教諭の免許も一緒に取っていただくことが前提になります。来年からすぐというわけにはなかなかいきませんので、みなし期間があり、その期間に取っていただくということで、今、準備をしております。この5年間のうちには、2つの資格を持った方が幼保連携型認定こども園の先生になるということになっていきます。

今、保育士で幼稚園免許がない方、その逆の方もいらっしゃいますので、その資格が取れるように研修制度に助成をする事業も、県でやっていこうとしております。

以上でございます。

齋藤委員　　わかりました。やはりしっかり移行していくために、やはり子供を公正に保育し教育してもらうためには、やはり資格のない先生に対する養成は近々取り組んでいく必要がありますので、そういう点もしっかり今のうちから計画を立てて、どのように養成していくのか、どのくらい無資格の人がいるかなどの調査も事前しておく必要があると思います。その辺についてはいかがですか。

杉田子育て支援課長　今、委員がおっしゃったような、幼稚園の免許を持って保育士さんの免許がない方については、今、数字が手元がないのでちゃんとした数字が出ませんが、それも調査しております。県ではこの2年ぐらいの研修で、おそらくそういう人たちができるようにと考えております。法律上は、今、認定こども園のところは5年ぐらいの間に取ってもらいます。新しく認定するところは、ちゃんと取ってないといけないのですが、今なっているところはそのように移行できるよう基準も考えていこうと思っております。

主な質疑等 教育委員会関係

第106号 山梨県立学校設置条例中改正の件

質疑

山田副委員長 この案件については、ある意味、画期的でありますので、もう少し早くてもよかったのかなと思いますが、いずれにしろ、職業教育に特化した支援学校は非常に求められていたと思います。職業教育に特化ということですが、どういう職業を中心に教育をしていくのでしょうか。

河野新しい学校づくり推進室長 新しい支援学校におきましては、現在、産業技術科という専門学科を開設する予定でございます。産業技術科におきまして、農業生産コース、食品加工コース、3つ目に環境メンテナンスコースを検討してございます。

農業生産コースにおきましては、特に桃等の農産物を生産することを考えております。また、食品加工コースにおきましては、桃も含めました加工品、パンの製造等を行います。また、環境メンテナンスコースにおきましては、ビルの清掃など、環境にかかわる業務を想定いたしまして、コース設定をしているところです。

以上でございます。

山田副委員長 非常に期待もしておりますし、子供たちはいろいろな特性をお持ちだと思います。コース分けして、それだけしかできないということがないように、全部、経験できるカリキュラムにはなっているのでしょうか。

河野新しい学校づくり推進室長 まず、1年時のうちは、就労にかかわる基礎的な技能や基本的態度を習得させることとあわせて、個々の就労にかかる適正や能力を見きわめるために、先ほど申しあげました3つのコースにつきまして、横断的な学習を行ってまいります。2年時以降におきましては、それらを踏まえまして、各コースに分かれて、実習等を核にして学習に取り組むということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第107号 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例廃止の件

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(スーパーグローバルハイスクール事業費について)

山田副委員長 スーパーグローバルハイスクール事業費についてお伺いします。これは今もあると思うのですが、スーパーサイエンスハイスクール、SSHでは、例えば科学班という部活動みたいなものをつくって、学校の中では先行する形をとり、それをあまねく生徒に報告していく体制をとっていた学校を何件か知っていますが、この事業は、具体的にどういう方法をとっていくのでしょうか。また、甲府第一高校がどういふ提案を上げて採択に至ったのか、採択をしたのは、県のサイドで決めたのか、国のサイドで決めたのでしょうか。

齊木高校教育課長 SSHという話をいただきましたが、スーパーグローバルハイスクールにつきましてはSGHという略称がございます。甲府一高が計画を立て、国に申請し、国の審査を通過して採択されたものでございます。当然、県の指導もその間には入ってはおりますけれども、採択は国によって指定を受けたものでございます。

具体的には、今年度につきましては、第1学年の英語科と普通科の一部の生徒が実施をすることになっております。先ほども申し上げましたが、5つのテーマが具体的にはあるわけですが、その中から生徒が自分の興味や関心に応じてテーマを選び、同じテーマを選んだグループごとに研究を進めていくことになっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第26-6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見 (「採択」という声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第26-9号 中学校で使用する歴史教科書の採択に関して山梨県教育委員会の指導強化を求めることについて

意見 (「継続審査」と「採択」との声あり)

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

- 意見 (「継続審査」という声あり)
- 討論 なし
- 採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。
- 請願第25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の前進を求める意見書採択について
- 意見 (「継続審査」という声あり)
- 討論 なし
- 採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(高校総合体育大会について)

早川委員

大きく分けて2点、高校総合体育大会と東京オリンピックに関して伺います。

まず、高校総体ですが、今回、スポーツの祭典ということで、約1万人強の方が本県を訪れるということですが、この機会に、スポーツだけではなくて、例えば富士山や「花子とアン」など山梨県と関係ないと思っている人もいますので、山梨の文化や歴史を知っていただく必要があると思います。たしか県立美術館では、インターハイの期間、ミレー展を開催しているのです、それを見ていただくことも必要かと思えます。

3月から高校生は文化施設が無料になったと思いますが、県外の高校生も無料ということはなかなか知られていないと思いますので、例えば、駅前にある案内所で個別にパンフレットを配るなどする必要があると思いますが、その点についていかがでしょうか。

清水全国高校総体推進室長 美術館では、開会期間中にミレー展を開催しております。委員ご指摘のとおり、今年3月から、県立の美術館、博物館、文学館と考古学博物館は、高校生について無償化になっておりまして、県外の高校生についても無償でございます。せっかく1万人からの選手、指導者がおいでになります。そのほか、観客については延べ15万人を超える見込みであります。県外からの来訪者に周知するために、ご指摘のとおり、駅の案内所や大会のホームページでPRいたします。また、各競技場において、選手とか指導者については受付をするわけですが、その全ての人にチラシを一人一人配れるような措置を講じてまいりたいと考えています。

以上です。

早川委員

会場でチラシを配るということですが、私も経験があるのですが、パンフレットと一緒にするとどうしても埋もれてしまいますので、その辺はちょっと工夫をしてほしいと思います。

もう1点、これは地元の学校の先生から出た意見なのですが、県立の施設以外にも、例えば私の地元だと河口湖美術館など市町村の施設にも非常に素晴らしいものがあるので、見てもらいたいと思います。そのような市町村施設に対しても、無料にできるの

か、減免できるのかを県からお願いしてもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

清水全国高校総体推進室長 実は、昨年8月以降でございますが、各会場の市町に対して、県と同じような減免ができないか検討を依頼しています。また、大会参加者への周知につきましても、各市町の実行委員会が行う種目別大会の受付で、先ほどチラシを配ると申しましたが、周知に関しても共同して、連携してやっていきたいと考えています。

大会の開催を契機に、この際、多くの方々に山梨の歴史や文化に触れていただき、山梨の魅力の発信につながる工夫をしてみたいと考えております。

以上です。

(東京オリンピックの事前合宿誘致について)

早川委員

8種目、県内の各地で行われるので、ぜひお願いします。

オリンピックに絡めて質問したいのですが、今回、開催される本県での8種目については、他県は異なり本県だけ、高校総体の8種目がオリンピックの種目に全部該当していますので、設備の整え方や、地域の盛り上がり、今回の高校総体の8種目の競技種目をきっかけに、東京オリンピックの事前合宿の誘致に何らか生かしていくことも必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

上野スポーツ健康課長 高校総体の開催地となった市町村には、当然、会場地、競技に対する理解や競技団体との連携など事前合宿等の誘致を行うための基礎的な条件は整っていると考えています。各市町村においては、それぞれのアドバンテージを生かして積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますし、県としても、そのような活動を支援してまいりたいと考えています。

以上です。

早川委員

ぜひ生かしていただきたいと思います。それに関連して、本会議で事前合宿の質問に対して、施設設備の調査をして、競技団体の意向調査をしたという答弁があったと思いますが、ラグビー協会に聞いたところ、そんなことを知らなかったと言っておりました。そこで、実際に全ての競技について調査したのかという点と、競技団体、調査結果がどうだったのか、実際にオリンピックの合宿をやりたいという競技が幾つぐらいあったのか、教えていただければと思います。

上野スポーツ健康課長 2月に県内で競技団体がある26団体全てに調査をいたしました。中には、組織的な回答ではなくて、そのポストにいる方が独断的に答えていただいたところもあると聞いています。

一応、その結果は、26競技団体のうち陸上競技とかウエイトリフティングなどを中心に10団体が事前合宿の誘致に取り組みたいという前向きな返事をいただいております。ただ、全ての競技団体が組織決定をして最終報告という形ではありませんので、我々としても、今後も競技団体に、必要な都度、連絡をとりながら、今の様子はどうなのかを聞きながら、最終的な形に持っていきたいと思っております。

早川委員

競技団体の意向とともに、もう1つは、受け入れ側の市町村の意向も大切だと思います。本会議でも、私、発言したのですが、秋田県が既に1月に市町村を集めて意向調査を行ったと聞いていますので、本県でもいつぐらいに確認する予定があるのか、お聞きしたいと思います。

上野スポーツ健康課長 本県でも、昨年12月に市町村競技団体の関係の方に集まっていただいて、オリンピックに関して基本的な情報共有をする会議を開催させていただきました。その際、

各市町村、競技団体とも、何をどうしたらいいのかわからないというところがありましたので、今年度、行っている県内施設の調査や、これまで事前合宿の受け入れ実績がある他県や先進地に赴いて情報収集をしていきたいと考えています。それらの整理がついたところで、また集まっていただき情報提供をして、その結果、それぞれどうするか相談をしていきたいと考えています。

早川委員

現段階では、情報提供や情報収集を行い、その精査して、やる気のある市町村に手を挙げていただくということですね。

そうした中で、例えば北海道では、データを見ていますと、2018年の平昌冬季オリンピックや、2020年の東京オリンピックを見据えて、事前合宿の誘致に関しても手を挙げております。道内の市町村や道内の競技施設、宿泊施設をデータベース化し、協議関係者だけではなく、海外からアクセスできるように今年度中にホームページにアップをして、可能性を広げる取り組みを行っているようです。本県も富士山や東京から近い部分をアピールすれば可能性が広がると思うのですが、本県でそういったことを考えているのでしょうか。私はするべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

上野スポーツ健康課長 先ほど申し上げましたとおり、今、県内の受け入れ可能な施設等の調査をしている状況であります。それらの情報は、最終的には各国に提供することを考えていますが、現時点では、国の組織委員会が統一的にまとめて各国に情報提供していくという話が、6月、中央競技団体を集めた会議であったそうです。それらの動きを念頭に置きながら、きちっと情報提供ができるような準備を整えていこうというのが今の段階であります。

また、北海道については、平昌の冬季オリンピックを想定してしまして、今年度中とか、早いタイミングになるかと思えます。通常、オリンピックの場合ですと、前の大会、例えば東京オリンピックの場合は、4年前のリオのときに各国に情報提供するというのがここ数回の流れであります。リオのオリンピックはロンドンのときに情報提供していますし、ロンドン北京のときに情報提供しています。当面、そのタイミングがターゲットになるのかと考えております。

早川委員

最後に、これも繰り返しになるのですが、国の動きを待つ必要だと思っておりますが、他県と同じ動きをしていたら、なかなか先んじることはできないと思えます。例えば、難しいですけれども、宮城県では、国際団体ではなく、国内の合宿やスポーツ団体を受け入れるときに、既に何か助成金を取り、まず、国内のチームから来ていただいて、この地域はこの合宿のメッカだというイメージづくりを行い、合宿誘致につなげています。これは予算も絡むことなので、ここで答えられないと思うのですが、ぜひ他県との競合に勝つために、何か工夫を、戦略的な取り組みをやっていただきたいと思えます。答弁は結構です。

(高等学校授業料の所得制限について)

山田副委員長

3月の終わりから4月にかけてだったと思うのですが、高等学校の授業料無償化から所得制限が入ったことにより、その事務が繁雑になるということで、各学校、高校教育課も職員を増員するという新聞記事がありました。現在、もう2カ月たっていますから、まず、そういう状況があったのかどうか、まず、お伺いをしたいと思います。

斉木高校教育課長 今、ご指摘いただいたとおり、4月から就学支援金制度が導入されたところでございます。その事務に伴いまして、高校教育課で臨時の職員1名、県立高校では29校中11校で1名、それぞれ臨時職員を雇用しております。

山田副委員長 かつて、民主党政権のときだったと思うのですが、高校授業料の無償化がされたときは、全員が無償になったわけですが、そのときには職員数は減員したのでしょうか。

斉木高校教育課長 授業料が無償になったときには、職員の減員はございませんでした。

山田副委員長 確か所得制限は900万円だったのでしょうか、本人が1回申請することなので、現場での対応ができたのではないのでしょうか。当時、減員をしていれば今回の増員も理解できるのですけれども、困ったときだけたくさん増員をすることが時代にそぐわないような気がします。業務は多くなっていると思うのですが、学校現場はむしろ学校の各担任を持っている先生方は過重に、子供たちが多様化しているので厳しいと思うのですが、学校の事務局は、そのたびに増員していたのでは、あまり県民の了解が得られないような気がします。いかがでしょうか。

斉木高校教育課長 数年前に授業料が無償化になったときには、それまでは授業料が有償だったので、学校の事務室での授業料に関しては、ほとんどが銀行の口座からの引き落としでしたので、そのための資料を作成し、点検管理していくことが主な業務でした。

今回の就学支援金制度でございますが、今、委員ご指摘のとおり、所得制限が絡んでまいりますので、4月10日までに前々年の課税証明書を出して、1回、審査をします。できるだけ直近のものが望ましいわけですので、7月10日までに今度は前年の課税証明書を出すということで、今年度につきましては2度の審査がございます。高校教育課にも、保護者の方から、直接、お問い合わせの電話が4月には殺到しました。それ以上に、各学校には問い合わせの電話が殺到していたのではないかと思います。

前回減った事務量よりも今回増えた事務量のほうが圧倒的に多いと思いますので、そのような状況の中でご理解をいただければと思います。

山田副委員長 今回の説明の中で、口座の引き落としをチェックしているということで、あえて私がこの質問をするのは、つい最近といっても2年ぐらい前ですけれども、口座引き落としの管理が十分でないという事例が、ある2校からほぼ同時に保護者からありました。今言う口座管理をしていたということであれば、しっかりやっていたか納得が得られないと思いますので、ぜひ現場にもしっかりその通知をして、ぜひ学校現場にもしっかりお伝えをいただきたいと思います。

答弁を求めて終わります。

斉木高校教育課長 今、ご指摘いただいたところでございますが、今後、さまざまな機会を通じまして、正確な事務処理が遂行されるように努めてまいりたいと思います。

(委員会室棟建設予定地からの敷石遺構発見について)

皆川委員 先般、委員会室の建設予定地から敷石遺構が発見されました。土壌から高濃度の硫黄が検出されて、明らかに温泉の遺構があったのではないかと、江戸時代に発見された絵図にも、同じ場所に「湯出ル」と書いてあったため、いろいろな裏づけが出てきました。県教育委員会では、おそらくこういう場内に温泉が湧いたということを示す重要な遺構であると言っておりますが、これについて、今現在、どのように保存、管理をしているのか、聞かせてください。

田中学術文化財課長 議事堂東側の委員会棟改築工事におきまして、敷石の遺構が発掘されました。ご指摘のとおり、土壌のX線分析をしたところ、周辺より高い濃度の硫黄の成分が確認されております。しかも、ここは江戸時代の絵図からは、「湯出ル」や「水湯有」といった表記がされているところですので、築城時から江戸初期までに甲府城内にあった温泉

にかかわる遺構である可能性が極めて高いと考えております。

近世城郭などで温泉にかかわる遺構が発見された事例は、全国でも希有なことで、重要な遺構だと県教育委員会としても考えております。文化財審議会の史跡部会の先生方から、遺構部分を埋設して保存するよう指示を受け、今、発掘現場については既に埋設保存がされて、委員会棟の建設工事が再開したところでございます。

皆川委員

よくわからないのですが、埋設保存ということは、埋めてしまうということでしょうか。また埋め戻してしまうのですか。例えば同じ遺構でも、内堀の石垣が出てきた防災新館の場合は、ちゃんと見えるように残しましたね。あの石垣と今回の遺構、どちらが文化的なのか、学術文化財課長が見て歴史的に価値があると思いますか。

田中学術文化財課長 防災新館の建設に伴って出てきた石垣につきましては、計画上、現位置には保存できないということで、部分的に移築をして、石垣展示室として公開をしたところでございます。

今回は温泉遺構ということで、湯が湧いた場所を保存することが非常に重要なことだと審議会の先生からは指摘をされているところでございまして、埋設して保存するというのが遺構の保存にとっては一番いいという判断であるため、完全に保存がされるような措置を施したところでございます。

皆川委員

私は素人でよくわからないのですが、もとに戻して埋めてしまった場合、全然見られません。学術の対象として、また見たいという場合は、どうするのですか。また掘り起こすということですか。

田中学術文化財課長 遺構を保存するのに埋設して保存するというのは、全国的にもよくとられている方法でございます。これが遺構の保存にとって最もふさわしいということだと聞いております。

活用につきましては、実際に遺構を3Dデータで実測調査しています。それを活用しまして、例えば温泉でお湯がためてあった場合の復元CGなどを作成いたしまして、石垣展示室で、映像で紹介して情報公開を行うことを検討しているところでございます。

皆川委員

さっきの防災新館の石垣は、別のところへ移して再現したのですよね。そういうことはできないのですか。建設場所ではないところへ移すことはできないのでしょうか。

田中学術文化財課長 やはり敷石遺構については、その場にあることが大事かと考えております。石垣につきましても、もし現地に保存できればそれが一番よかったわけでございますけれども、それが防災新館の場合、かなわなかったので、次善策として移築して公開をしたのですが、今回の場合は現地に保存できるということで、委員会棟の建設の計画を、若干、基礎部分の計画を変更して、現地に保存することになりました。

活用につきましては、先ほど申し上げたとおり、詳細な実測調査をいたしましたので、CG、映像等で情報公開をしていきたいと考えております。

皆川委員

移して保存することができないということなのでしょうか。防災新館の場合は、移築してつくったけれども、今回はなぜできないのでしょうか。

田中学術文化財課長 温泉遺構の場合ですが、やはりその場所に残しておくことが大事だと考えておりますので、現地に保存することとしております。遺構そのものを、その場に残したことが非常に評価できる場所ではないかと考えているところです。

皆川委員 わかりました。何回も言ってもしょうがないのですが、さっき言ったように、全国にほとんどない、おそらく全国で初めて城内に温泉の湧いた城であるということが証明されたわけですね。非常に重要なことだと思います。文化的価値もさらに上がったはずで、これを形として残してもらいたかったのですけれども、場所を変えてもだめだということですね。間違いなくそうですね。絶対できないということでしょう。であるなら仕方がないと思うのですが、もう少し努力してほしいです。

以上です。

(都留興譲館高校について)

水岸委員 今年4月1日に都留興譲館高校が開校しましたが、1年生はプレハブ校舎であり、新設校舎の建設が進められているところです。新設高校のグラウンドは平成29年整備と聞いていますが、新1年生の屋外での体育や部活動はどこで行われているか、まず伺います。

河野新しい学校づくり推進室長 新設の都留興譲館高校のグラウンドにつきましては、現在、校舎の工事中でございますので、非常に不便を来たしてしまっているところです。当面は、都留興譲館高校の体育の授業につきましては、屋内体育館を中心としました授業編成を組むことになってございます。また、屋外で行う場合につきましては、都留市の住吉球場を利用させていただくということになっております。

以上です。

水岸委員 来年度は桂高校のグラウンド整備が行われると聞いておりますけれども、それは都留興譲館高校の生徒が使うことになるのか、お伺いします。

河野新しい学校づくり推進室長 桂高校のグラウンドにつきましては、大会等の状況によりまして、例えば1、2年生が主体となるクラブ活動の時期もございますけれども、当面の利用につきましては、野球部が都留市の住吉球場、楽山球場を使います。サッカー部が西桂町民グラウンド、玉川グラウンドを使うことになっております。また、桂高校のグラウンドにつきましては、ラグビー部、陸上競技部が使用することになってございます。

以上です。

水岸委員 グラウンドを使う都留興譲館高校の生徒は移動しなければならないのですが、どのように移動手段を確保してやっているか、お伺いします。

河野新しい学校づくり推進室長 どうしても移動を伴うということもございまして、送迎バスを用意してございます。現在、谷村工業高校、桂高校で所持しておりますマイクロバスを運行することにより移動手段を確保していきたいと考えております。

水岸委員 新1年生は、学校施設の整備が終わる前に卒業してしましますが、いろいろな安全確保はもちろん、他の高校と変わりのないように、充実した高校生活が送れるように、十分配慮をお願いして質問を終わります。

(東京オリンピック等の事前合宿誘致について)

齋藤委員 3点ほどお伺いします。まず1点、先ほどの早川議員の関連でございますが、オリンピック、ワールドカップの宿泊、競技の練習施設として受け入れていくために、先ほどは、競技委員会が競技を絞って取り組んでいくというお話でありましたが、今、国際的なスポーツの競技をしている人たちの考え方は、地域がどれだけ熱意を持って受け入れを歓迎してくれるかが、相手に対する最大のアピールなのです。受け入れたい種目がし

っかりしているからには、事前に国際的な競技をする国へ情報を発信していかなければなりません。どこで歓迎していて、どういう競技施設があり、何をしてくれるかを、早いうちから情報を発信していかなければ遅いのです。ほんとうにやる気があったら、事前に情報を発信して、どんどんやっていくべきです。そのために、どれだけ予算がかかって、どれだけ市町村負担がかかるのかということぐらい、もっと具体的に早く煮詰め、やる必要があると思いますが、その点、お聞かせください。

上野スポーツ健康課長 事前合宿の誘致でありますとか、国際大会に関連したチームの誘致は、受け入れる市町村については大変重要なことだと思っています。市町村でも、さまざまな取り組みですとか意思表示をされているところもありますし、少なくとも、今後、具体的にどのように取り組むかという情報については、県と市町村等とが共有していかなければいけないと思っていますので、それにつきましても、今年度、先進地の取り組み等をきちっと調査した上で、こういうことが必要になりますということを各自治体と情報共有しながら進んでいきたいと考えています。

齋藤委員 全国的にもいい種目で受け入れたいなんて、みんな、同じなのです。こういうものは、早く取り組んだほうが勝ちなのです。その辺をしっかりと頭の中に入れてやってもらいたいと思います。

次に、国文祭が非常に盛大に終わったことは、我々も大変結構なことであり、山梨の文化芸術を多くの国民の人たちに見ていただき、大変参考になったという話も聞きます。

もう1つは、やはり受け入れた山梨県で盛大だから喜ぶだけではなくて、やはりこれを機に、山梨県の芸術文化を、今まで以上に発展、振興させていく、1人でも多くの県民にいろいろな芸術文化に親んでもらう機運を盛り上げていかなければならないと思っています。それをどのように、今後、山梨県の教育・文化発展につなげていくのか、教育長にその考え方をお聞かせ願いたいと思います。

阿部教育長 ご指摘のとおり、国文祭は大変な成果をおさめて、今回、初めて通年というのでしょうか、そういう開催をさせていただいて、山梨の中のいろいろな文化を掘り起こすこともできたと思います。この成果をもちろん引き継いでいかなければならないと思っていますし、高校生たちの活動とかも引き続き続けていきたいと思っています。

また、オリンピック、パラリンピックの話がありますけれども、ロンドンの場合には、イギリス全体で文化的な行事も非常に行われたということもございます。また、東京もそういうことを考えていると聞きました。世界中のアーティストを呼んできて、全国を回るようなことも考えていると聞いておりますので、そのようなことも視野に入れながら、今回の国文祭の成果とうまくつなげて、さらに山梨県の文化が発信できるよう、いろいろな場面を捉えて進めていきたいと考えております。

齋藤委員 文化活動をしたり、芸術活動をしている人たちは、自分が一生懸命つくった作品をできるだけ、機会があれば発表して、多くの人に見てもらいたいという気持ちがあるのと思います。それによって、また、意欲をかき立てて、また来年も一緒に一生懸命やろうという気持ちにもなります。

いろいろな公共施設がありますが、さまざまな芸術団体の方たちが、発表の機会に貸してほしいといいます。積極的に開放してもらいたいと思うのですが、現状と、将来、どういう形で行っていくのか、お聞かせください。

田中学術文化財課長 学術文化財課で所管しているところだけ、ご報告だけさせていただきますが、例えば博物館では、学校でのいろいろな研究成果を展示する機会を設けているところがあります。芸術作品につきまして、それに特化した形でギャラリーをお貸ししているところ

ろはないのですが、美術館の中に貸展示室があります。そのような芸術団体からのご要望があれば、美術館の学芸課でどういった団体に貸すかを決めていくこととしております。

齋藤委員

私の耳に入っている問題として美術館のことがございます。美術館では、観覧無料の展示会を中心に、多くの方に開放して見てもらうようになっています。いろいろな団体が展示会場をできるだけ広く使うことで、大勢の発表者が展示できるようになります。A、B、Cという展示会場が美術館にあります。例えば山梨県美術協会、山梨県造形協会がありますが、会員数はほとんど同じだそうです。むしろ造形協会のほうがどちらかというと素人の人たちが多くいますから、発表作品を出すと大勢の方が参加します。

ところが、山梨県美術協会が使うときには、A、B、Cを独占して優先的にも使えるものの、造形協会は、A、Bは使えるけれども、Cは抽選でなければ使えないという話があります。Cの会場は昔の講堂で広い会場ですから、そこが使えると、より多くの人々の作品を展示することができるのですが、Cは、抽選でないと使えないので、非常に差別的な扱いを受けているのではないかという苦情を会員から聞きました。

大きな団体には同じように会場を開放して、1人でも多くの方が作品を展示できるようにすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

田中学術文化財課長 今、正確な平面図がないのですが、展示室A、Bが大きな会場です。11カ月前から受付を開始しまして、これにつきましては、美術館の中の学芸課のスタッフが、いろいろな公平性を考慮しながら出展いただく団体を決めているところです。特にどこか1つ、2つだけを優先するのではなく、不公平感のない形で運営していると承知しています。

Cにつきましては、おっしゃるとおり3カ月前に抽選ということですが、ただ、ここは部屋としては狭い部屋で、むしろ大きな団体とすればA、Bのほうが実は人気が高いところがあります。その利用につきましては、先ほど来、申し上げていますように、学芸課で、きちんと公平を期した形で展示団体を決めているところでございます。

いろいろなお話があるということ、今日、お聞きいたしましたので、さらに慎重に公平に運営できるように、美術館とも協議してやっていきたいと思っております。

齋藤委員

このような年に一度の発表会は、例えばA、BとともにCも使えれば、より多くの作品を展示することができるということですから、やはりそういうことも、協会が望んでいることであれば、そのような願いもかなえてあげて、1人でも多くの方に作品を出品してもらい、底辺の活動家を増やしていくことが大事なことだと思います。そういうことも、頭にとめていただいて、できるだけ開放して利用できるようにしてもらいたいと思っておりますが、最後に決意をお願いします。

田中学術文化財課長 委員ご指摘のとおりだと思いますので、いろいろな県民の方々にそのような公開、展示の機会が図られるように、一層、調整をしてみたいと思っております。

(ことぶき勸学院について)

木村委員

ことぶき勸学院についてお伺いをしたいと思います。本県は、昭和62年、全国に先駆けて、山梨ことぶき勸学院が開校されて以来ですから、27年になると思います。卒業生は1万を超えたことだけは承知しておりますけれども、1万人を何千人が超えていると思っています。高齢者の学習の場、交流の場として、全国に誇れる事業だと思っています。

昭和62年、私は、当時の竜王町の教育委員会に属しておりまして、勸学院の入学生を、一生懸命、勧めていたこともあり、それからずっと勸学院の熱心な応援団の1人で

あります。

勸学院生は、学びとか仲間づくりを進めながら、支えられる高齢者だけではなくて、今や地域社会の担い手となって、地域に貢献する高齢者になっている方が多いと承知をしております。たしか平成23年度だったと思うのですが、事業評価、いわゆる事業仕分けを受け、人件費等の指摘を受けて、その後、入学生がガタッと減ってしまったということで胸を痛めておりました。特に今年の2月、現在の方ではなかったのですが、前任の方に来年度の入学の状況をお聞きしましたら、定員の半分にも満たないような返事が返ってきて、ほんとうに心配をしていました。

このままもし定員が半分にも満たないとすると、さらに縮小されて、魅力ある事業ができないのではないかなと心配していたのですが、その後、事務局のご努力もあって、新年度、先日、お伺いしましたら、定員に近いまで回復されたと聞いてほっとしております。1カ月ちょっとですごいなと思ったのですが、どのような取り組みをして定員までにこぎつけたのか、そこからお伺いしたいと思います。

相河社会教育課長 昨年度、オープンキャンパスの実施や回覧板を活用しまして、勸学院について周知を図ってまいりました。これにつきましては、今後も継続してまいります。

一方、勸学院生に、勸学院についてどのようにして知ったのかアンケートを取ったのですが、勸学院生の口コミが一番多いということがわかりました。そこで、勸学院生の満足度を高めていくことが一番であると考えまして、今年度は勸学院生のニーズに沿った形で改善を行うことを昨年度のうちに勸学院生に訴えてきました。そういう中で、一時的ではありますがけれども、定員の7割を超え、また、教室によっては定員オーバーのところも出てまいりました。ただ、残念ながら、家庭の事情等によりまして、やむなく辞退ということもあって、昨年度の入学定員の10人くらいをオーバーするところとどまっているところでもあります。今年度、改善されました講座を体験して、勸学院生が満足度を高め、来年度、また入学定員がさらに改善していくことを期待しているところでございます。

木村委員

ただいま、入学者数の確保のために、在校生の満足度を高めて、在校生から知人とか友人に勸学院のよさを広めていった、それが対策の1つである、口コミだということで、まさにそれが一番でないかと私も思っています。

ただ、昨年度から、授業料が倍になったということで、勸学院に求めるものも、今まで以上にまた高くなっているものと思います。仲間が多いものですから、私は、勸学院生から幾つか不満もいろいろ、聞かされています。事務局がそれをどれだけ把握をしているかがわかりませんが、勸学院生のやはり満足度を高めて、より魅力的なものにするためには、きちんと把握をされて、ニーズを捉えて、どのように対応していくのかをきちんとすべきだと思うのですが、把握状況、取り組みについてお伺いいたします。

相河社会教育課長 アンケートなどから、学生のニーズを見ていきますと、講座に限らず、地域教室での充実を求める声が大変大きいです。勸学院は、講座の受講だけではなくて、学級活動やクラブ活動をしながらかつ仲間づくり、仲間づくりをしていくところがありまして、そのようなことをしやすい体制をとっていくことが、一番重要かと思っています。

また、勸学院生の講座に対するニーズが、今、非常に多様化していますので、講師やテーマの工夫だけでなく、活動的な内容を取り入れたバラエティーあふれる講座の開発など、担当者会議や運営協議会を通じて、さらに行ってまいりたいと思っています。

木村委員

山梨県は元気老人日本一なのは、無尽会が一番だそうですがけれども、やはり高齢者の仲間づくりといえますか、今日一日、どこも行くところがないということではなくて、勸学院へ行って、みんなの顔を見て、きっと元気になるのではないかなと思います。

先ほどからアンケートに答えることを大切になさるといふことで、ほんとうにほっとしているところです。私も、今度は定番になるかもしれませんが、より魅力的な講座を考える上で、講師やテーマの選択に工夫するのも1つの視点ではないかなと思います。著名な先生、有名な先生が来て話をされるのも、権威のある講座も大変勉強にはなるのですが、例えば新聞の私は言いたい欄の10代の意見をよく見るのですが、10代であれだけの考えを持ってすばらしいなとすごく感銘することが多いのですけれども、そういう人たちとの対話といいますか、話をあたがいにする、つまり異世代というか、若い世代から学ぶ視点も大切だと思います。新しい時代は若い人の知識を取り入れる、そんな講座や教室も考えたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

相河社会教育課長 勸学院の狙いの1つに地域リーダーの育成がございます。それを実現するためには、委員ご指摘のように、異世代を知るということが大変重要になってまいります。そういう中で、現在も勸学院で異世代交流行事や、高校生によるパソコン教室、小学校での授業支援などを行い、異世代との交流活動は行っているところではあります。委員ご指摘のように、今後は、例えば福祉や地域振興を実際に研究実践している大学生を講師として招きまして、そういう大学生と、今後の福祉や地域振興についてディスカッションする講座を開設するなど、積極的に行ってまいりたいと思っております。

木村委員 最後になります。大学生が大変活躍しているなと思っております。共に学ぶということ、一緒に学ぶと、やはり若い人も高齢者からいろいろなことを学ばれると思います。今、お聞きして、事務局が勸学院に対して積極的に大変前向きで、一生懸命なさっていることがよくわかって、大変うれしく思いました。これからも一生懸命応援いたしますので、共に頑張りましょうということで終わりにいたします。
ありがとうございます。

- その他
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され県外調査を平成26年8月26日～28日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以上

教育厚生委員長 河西 敏郎